

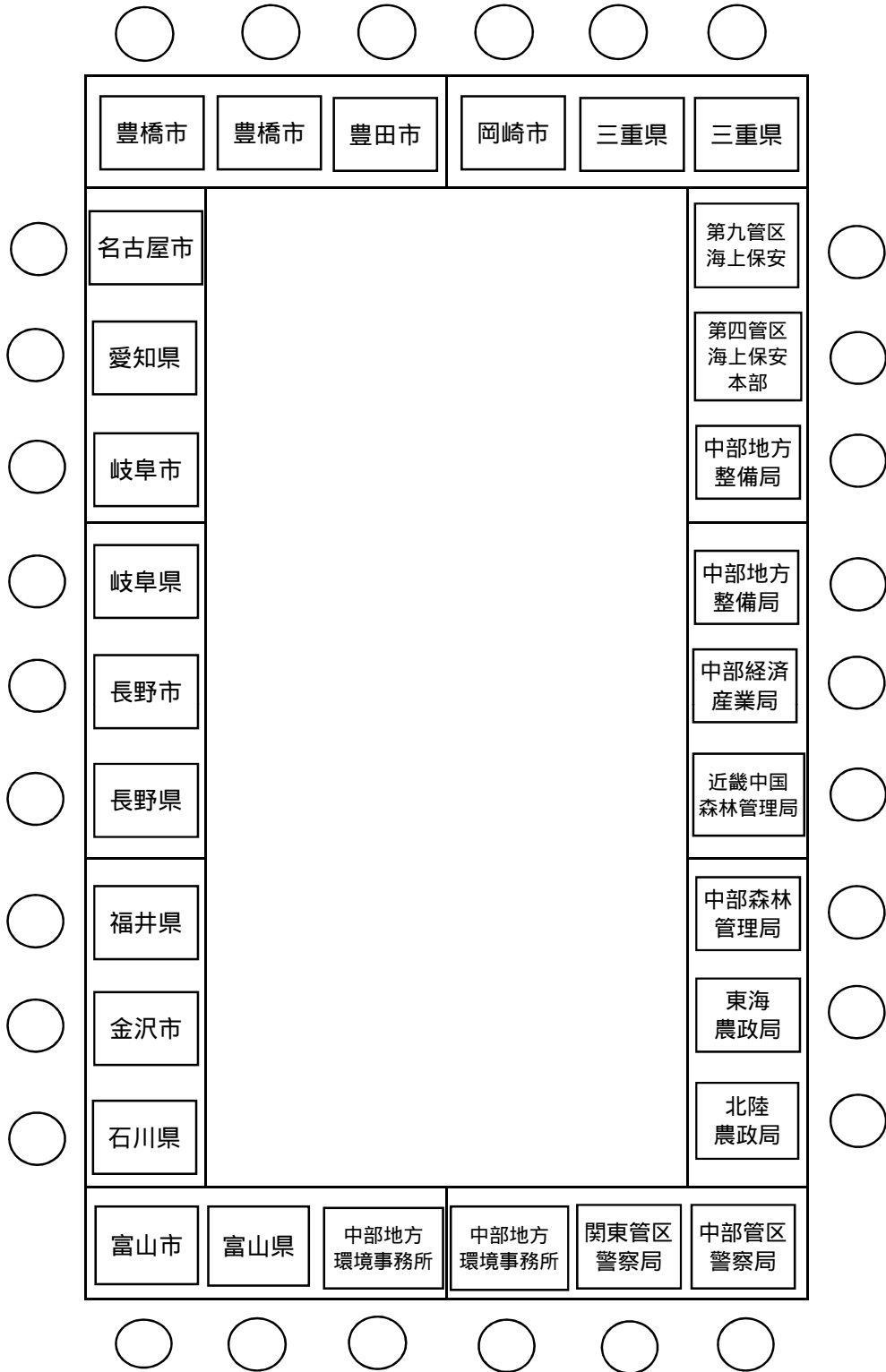
第3回 中部地方不法投棄対策連絡会

平成 20 年 7 月 16 日（水）
14 時 00 分～16 時 00 分
中部地方環境事務所大会議室

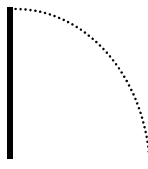
議事次第

- 1．開会
- 2．あいさつ
- 3．全国ごみ不法投棄監視ウイーク期間等における取組報告
- 4．中部地方における今後の不法投棄対策に係る連携促進について（意見交換）
- 5．その他
- 6．閉会

第3回中部地方不法投棄対策連絡会座席表



出入口



全国ごみ不法投棄監視ウイークに関連した取組

中部地方環境事務所

廃棄物・リサイクル対策課



1. 不法投棄撲滅運動シンボルマークの制定

- 自治体等へのシンボルマークの積極的な使用の促進

【使用方法】

使用の10日前(土・日曜日及び祝祭日を除く)までに環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室宛に申請書を提出。(HPに申請書様式 Word ファイルあり)

環境省HP > 廃棄物・リサイクル対策 > 不法投棄対策関連 > 全国ごみ不法投棄監視ウイーク

2. シンボルマークをデザインした不法投棄防止を訴求する看板の作製、設置

- 当事務所、県・政令市、県警等との連名で看板を管内合計160枚を作製し、県・政令市等の協力により設置

【穴あき掲示用】 ㍿ 420 × ㍿ 594mm



【くい打ち1本足】
㍿ 900 × ㍿ 450mm



3. シンボルマークをデザインしたステッカーの作製、配付

- マグネット式ステッカー(200枚程度)を作製し、公用車等への貼付協力要請

㍿ 105 × ㍿ 210mm



4. 不法投棄防止を訴求するポスターの作製、配付

- ・各機関等への配付、ウィーク期間中にJR名古屋駅構内に掲出



5. 全国一斉陸海空集中パトロール

- ・ウィーク期間を中心に管内で集中的に実施できるよう調整及び参加・協力

【参加・協力等】

福井県・石川県・金沢市合同路上検査（あわら市） 長野県路上検査（富士見町）

東海三県一市合同路上検査（津島市） 三重県出発式・スカイパトロール

6. PRグッズ配布等による普及啓発

- ・PRグッズ（うちわ 13,000枚）を中部地方不法投棄対策連絡会名で作製し、構成機関の協力により、各地のイベント等において配布

7. 産業廃棄物不法投棄ネットワーク強化事業

- ・不法投棄等の未然防止と、不法投棄発覚時における行政の早期対応を図ることを目的に、管内県政令市の産業廃棄物担当者を対象とした「中部地区産業廃棄物適正処理担当者連絡会議」及び「産業廃棄物不法投棄防止セミナー」を開催

【開催予定】

連絡会議 平成20年9月10日(水) 10:00～ 中部地方環境事務所大会議室

セミナー1 平成20年11月6日(木) 13:30～ プラザ洞津（津市）

セミナー2 平成20年11月7日(金) 13:30～ 石川県地場産業振興センター（金沢市）

8. 不法投棄監視通報システム（監視カメラ）設置事業

- ・管内自治体の協力を得て、不法投棄が懸念される場所に当事務所所有の不法投棄監視カメラ（4台）を設置

【設置（予定）自治体】

犬山市（3月～5月） 石川県・能美市・勝山市（4月～6月） 宝達志水町（6月）

羽咋市・長野市・軽井沢町・南木曾町（7月～9月）

富山県・敦賀市・長和町・箕輪町（10月～12月）

尾張旭市・三好町・鳥羽市・大台町（H21年1月～3月）

「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」及びその周辺における取組事業 【富山県】

事業名	実施期間	実施場所	概要
不法投棄監視パトロール	通年	富山市を除く県内一円	専従の産業廃棄物監視指導員(2名)による監視パトロール活動
県職員による一斉美化活動	5月28日(水)	県庁及び出先機関等の庁舎周辺	県職員及び警察職員による庁舎周辺の一斉美化活動
平成20年度第1回富山県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会	5月29日(木)	富山市	県内15市町村、警察等関係機関との連携を密にし、不法投棄の防止等について協議
路上調査	6月13日(金)	朝日町(新潟県境)	産業廃棄物収集運搬車両を対象とした路上調査
平成20年度第1回富山・石川県境における産業廃棄物不法投棄の未然防止に関する連絡会議	6月27日(金)	富山市	富山・石川県境における不法投棄の防止等について協議
エコライフ・アクト大会	6月29日(日)	富山市	大会参加者に、「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」における啓発物品(うちわ)を配布
スカイパトロール	6月30日(月)	富山県東部の山間部、海岸線	県消防防災ヘリによる上空からのパトロール活動

平成20年度「全国ごみ不法投棄監視ウイーク」の取り組みについて
石川県環境部廃棄物対策課

1 監視パトロール等

(1) ランドパトロール(随時)

産業廃棄物監視機動班、市町併任職員、市町不法投棄連絡員により県内各地でパトロールを実施

(2) スカイパトロール(6月2日)

県警察本部のヘリコプターによるパトロールを実施

(3) 県境合同パトロール(6月6日)

福井県と連携し、県境付近の合同パトロールを実施

(4) 県境路上検査(6月18日)

福井県と連携し、廃棄物積載車両を対象に路上検査を実施

(4) 建設リサイクルパトロール(5月20日)

県土木部、関係市と連携して実施

(5) 監視カメラの設置(4月~6月)

不法投棄が懸念される箇所に中部地方環境事務所の監視カメラを設置

2 啓発活動

ラジオかなざわ「ほっと石川環境情報」において不法投棄防止のPRを実施
(5月23日)

3 その他

今後、県内各地に不法投棄防止看板を設置予定

平成20年度の不法投棄等に関する取り組み 【金沢市】

1. 市の組織改正により、不法投棄・苦情等の受付窓口を「環境指導課」に一元化
 - ・ 警察との連携強化により、不法投棄者を積極的に検挙
2. 「不法投棄連絡員」を「不法投棄防止対策員」に改称
 - ・ 従来は山間部を中心に「12地区25名」に委嘱していたものを、今年度からは海岸部から新たに「7地区7名」の増員を図り、「19地区32名」とした。
 - ・ 不法投棄の連絡通報だけでなく、地域の巡回・啓発などの未然防止活動も行う
3. 『全国ごみ不法投棄監視ウィーク』：5月30日（金）～6月5日（木）
 - 街頭キャンペーン：5月30日（金） 10：30～13：00
 - ・ 市職員10名により繁華街で啓発グッズ（ポケットティッシュ・うちわ）を配布
 - ・ のぼり旗の設置 及び 街宣呼びかけ
 - 不法投棄監視・街宣パトロール：5月30日～6月5日の期間中の平日
 - ・ 巡視車・パトロール車5台により、市内全域を街宣ローラーパトロール
 - 金沢市不法投棄防止対策員委嘱式及び研修会：6月4日（水）
 - ・ 32名に委嘱、意見交換、不法投棄多発現場の視察など
 - 大型PR看板の設置：5月30日～6月30日
 - ・ 市役所前広場広告塔に看板設置
4. 不法投棄防止強化月間（11月）
 - 不法投棄防止ネットワーク会議及び合同パトロール
 - ・ 郵便局、運送会社、タクシー協会、森林組合等 18団体が参加
 - 2市2町（金沢市・かほく市・津幡町・内灘町）子ども不法投棄合同パトロール
 - ・ 河北潟周辺及び山間部のパトロール及び回収作業などの体験
 - 地元ライオンズクラブと市職員との不法投棄物の合同回収
5. 石川県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会
 - ・ 年2回の会議開催
 - ・ 年4回のスカイパトロールを実施
6. 『引越ごみの出し方』チラシ作成
 - 不法投棄されやすい引越ごみの適正処理の啓発を強化
7. 不法投棄防止（ごみ出しマナ - ）説明会開催
 - 大学・短期大学・専門学校において説明会実施
8. 不法投棄防止看板を要望・必要に応じ随時設置
 - 地元等の要望、パトロール等により、必要箇所（投棄多発等）に設置

不法投棄件数

平成15年度・・・	81件
平成16年度・・・	79件
平成17年度・・・	93件
平成18年度・・・	159件
平成19年度・・・	173件

19年度173件の内、不法投棄連絡員からの通報件数は49件

合同越境監視パトロールの実施結果

日時 平成20年6月6日(金) 10:00～11:30

場所 旧国道364号線福井・石川県境
国道157号線

全体的な不法投棄の状況

道路沿いの谷、駐車スペースの脇などから、テレビ・電子レンジなどの家電製品、家具など家庭から出たと思われる廃棄物が不法投棄されている状況。バイクなども発見された。

今後の対応

福井県、石川県、地元市と連携し、関係者の特定等を行うなどして、事実関係を特定し、廃棄物の撤去等を行っていく。

箇所別状況

	福井県側	石川県側
旧国道364号線	<p><確認箇所> チェック箇所5箇所 パトロールで注意している箇所 1箇所 計6箇所</p> <p><投棄箇所> 3箇所</p> <p><主な不法投棄物> <u>一般廃棄物と見られる物36点</u> ・バイク、タイヤ ・家電製品(冷蔵庫、テレビ) ・家具類(パイプ家具) ・茶碗等(約20個) ・ポリ袋 等</p>	<p><確認箇所> チェック箇所6箇所</p> <p><投棄箇所> 4箇所</p> <p><主な不法投棄物> <u>一般廃棄物と見られる物27点</u> ・家電製品(冷蔵庫、テレビ、 電子レンジ、ファ ンヒーター、パッ テリー等) ・家具類(タンス等家具)</p>
国道157号線	<p><確認箇所> チェック箇所6箇所 <投棄箇所> なし</p>	<p><確認箇所> チェック箇所5箇所 <投棄箇所> なし</p>

産業廃棄物不適正処理対策の概要

基本方針

早期発見、早期措置

○組織の構築

- 1 産業廃棄物対策会議（平成16年3月～）
- ・ 善商事案発覚を機に、知事を議長、関係部局長、振興局長、警察本部長等を構成員とする庁内対策会議を設置し、不法投棄対策について全庁的な対応を協議。

- 2 廃棄物不適正処理対策連絡会議（平成9年1月～）
- ・ 産業廃棄物不適正処理事案について、関係機関が相互に連携し、法令を多角的に運用して厳正な措置を行うための対応について協議・実施。
- 〔設置箇所〕 5振興局、3事務所単位に設置
〔構成員〕 県関係機関、市町村、警察、消防等

※今年度は、4/22に岐阜地域で、5/21に揖斐地域で、6/12に飛騨地域で実施

- 3 廃棄物不法投棄等防止連携会議（平成18年5月～）
- ・ 地域住民等と県・市町村・警察署・消防署等が密接な連携をとり、不法投棄等の廃棄物不適正処理事案を防止するための対応を総ぐるみで検討。
- 〔設置箇所〕 5振興局、3事務所単位に設置
〔構成員〕 地域住民（自治会、ふるさと環境保全委員、廃棄物適正処理監視モニター、環境関連NPO団体、報道機関、商工団体、森林組合、消防団など）、県関係機関、市町村、警察、消防等

※今年度は、6/12に飛騨地域で実施

- 4 市町村職員への立入権の付与（平成14年度～）
- ・ 市町村職員の県職員への併任により、産業廃棄物不適正処理事案等について、地元に着した素早い対応を図る。

※今年度は、4/18及び4/21に、併任職員研修会を実施

- 5 廃棄物監視指導専門職（平成16年度～）
- ・ 各振興局に警察官OBである非常勤専門職5名を配置し、警察との連携を一層強化し、監視活動等の強化を図る。（H18年度から3名増員）

○監視活動の充実

- 1 スカイ&ランドパトロール（平成9年度～）
- ・ 空と陸から連絡を取りながら連絡会議構成員によるパトロールを実施する。（通年）

※今年度は、4/23に岐阜地域で、5/20に揖斐地域で、6/11に恵那地域で実施

- 2 産業廃棄物収集運搬車に対する路上検査（平成10年7月～）
- ・ 県境で他県との合同での車両検査により、不適正処理を未然に防止する。
〔実施県〕 岐阜県、三重県、滋賀県、福井県、愛知県、名古屋市
 - ・ 県内全域で路上検査の実施（平成20年度～）
他県との合同で行ってきた県境での路上検査に、県単独での路上検査を加え、県内（8地区）全域での路上検査を実施する。

※今年度は、6/2に愛知県内（3県1市合同）で、6/26に土岐市内（県単独）で実施

- 3 夜間休日監視パトロール（平成12年度～）
・ 行政の監視の手薄な夜間・休日に不法投棄等監視パトロールを実施する。（通年）

- 4 可搬式監視カメラの設置（平成17年度～）
・ 機動性が高く、適時、適所に設置できる可搬式監視カメラを導入し、不法投棄等の未然防止等を図る。（県内のとある場所に設置中）

- 5 GPS携帯による不法投棄パトロール支援（平成17年度～）
・ 不法投棄等の現場からカメラ付きGPS携帯を用いて、現場の位置情報、デジタル画像及び文字情報を現場からリアルタイムで振興局等に送信できるシステムを使用し、パトロールや初動調査の効率化を図る。

○通報体制の整備

- 1 廃棄物監視モニターの設置（平成9年1月～）
・ 県民の方々に、廃棄物の不法投棄等の通報をしていただくために廃棄物監視モニターを委嘱し、不適正処理の早期発見体制の強化を図る。

※5月下旬から6月中旬に、各現地機関において監視モニター委嘱式及び研修会を実施

- 2 廃棄物インターネット110番の設置（平成11年9月～）
・ インターネットメールにより、昼夜を問わず、広く県民から通報を受ける。

- 3 不法投棄等通報協力体制の整備
・ 不法投棄を早期に把握するため、各種団体等の協力を得ることにより、通報体制の整備を図る。

- 4 ふるさと環境保全委員会（平成15年度～）
・ 処理施設単位で近隣住民が委員会を設置し、いわゆる住民が主体となり、地域の不適正処理を未然に防止するため、各処理施設を常時監視する。

○積極的な情報公開

- 1 不適正事案の公表ルール（平成16年7月～）
・ 産廃の不適正事案の事実や行政対応の状況を、県民に対する説明責任や違反行為の発生抑止・拡大抑止を目的として、県のホームページで公表し毎月更新している。

○岐阜県埋立て等の規制に関する条例による不法投棄対策

- 1 岐阜県埋立て等の規制に関する条例（施行：平成19年4月1日）
・ 埋立てに関して廃棄物の有無にかかわらず、立ち入り検査が可能。
・ 環境基準に適合しない土砂等の埋立などを禁止し、適合しない土砂等が確認された場合には、土砂等の撤去又は土壌汚染防止のための必要な措置を命ずることが可能。

○その他の取り組み

- 1 県職員によるクリーン活動
・ 不法投棄監視ウィーク・環境月間内に、県庁舎及び現地機関庁舎周辺のゴミ拾い及び空き缶散乱防止の啓発を行う。

- 2 環境月間に係る庁内放送
・ 環境月間内に、県庁舎及び現地機関庁舎において、環境月間に係る普及啓発のための庁内放送を行う。

平成20年度「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」の取り組み(岐阜市)

岐阜市では、平成20年度「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」期間内外に、次のとおり活動を実施した。

不法投棄担当者会議(6月4日 岐阜市役所会議室 参加者18名)

岐阜市内を管轄する警察4署の廃棄物担当者と岐阜市環境事業部(一廃・産廃)担当者が、廃棄物の不法投棄に関する情報交換・事案の協議・協力体制等について意見交換を実施

不法投棄監視パトロール

職員による不法投棄防止パトロール(期間中の開庁日<5日間> 市内全域)

市内を3地区に分け、各地区車両1台2名の職員が不法投棄常習箇所を中心に市内のパトロールを実施(一般廃棄物の不法投棄3件発見)

民間警備会社委託による夜間パトロール(5月30日~6月8日 19時~24時)

産業廃棄物処理施設及び不法投棄常習箇所を中心とした市内全域の夜間パトロールを実施

監視カメラの設置(期間中 市内各所)

監視ウィークの期間に合わせて環境部局の保有する監視カメラ設置場所の見直しを行い、不法投棄が常習的に発生している場所に監視カメラ及びダミーカメラを設置(監視カメラ:昼間監視型1台・夜間監視対応型3台、ダミーカメラ9台<15台>)

美化活動

職員による美化活動(5月30日 市内中心部)

市役所閉庁後、各部局から人選した職員(108名)により岐阜駅から柳ヶ瀬の繁華街を中心とした道路の清掃活動を実施(回収量70kg)

市民等による清掃活動(5月30日前後 市内一円)

5月30日を「ごみゼロ運動の日」と提唱し、各自治会や企業等に呼びかけて地域等の一斉清掃活動を実施(139団体参加、回収量44,430kg)

【参考】

平成19年度不法投棄発生件数

- ・一般廃棄物 1,690件
- ・産業廃棄物 14件

平成20年6月2日(月)

愛知県環境部資源循環推進課

廃棄物監視指導室

監視グループ

担当 原田、柘植(内線 3083・3084)

ダイヤル 052-954-6238

三県一市・環境省中部地方環境事務所合同による 産業廃棄物運搬車両路上検査の実施結果について

本日、津島市下新田町5丁目地内で実施しました三県一市(愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市)・環境省中部地方環境事務所合同による路上検査結果は、下記のとおりでした。

記

1 実施日時

平成20年6月2日(月)午前10時30分から11時15分
(降雨により終了時間を繰り上げました。)

2 実施場所

愛知県津島市下新田町5丁目地内 国道155号

3 実施機関

環境省中部地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課	2名
岐阜県環境生活部不法投棄監視課	2名
三重県環境森林部廃棄物監視・指導室	2名
名古屋市環境局事業部廃棄物指導課	2名
愛知県環境部資源循環推進課廃棄物監視指導室	3名
愛知県海部県民センター環境保全課	2名
	計13名

4 協力機関

愛知県津島警察署 8名

5 調査結果

(1) 検査車両6台(うち産業廃棄物運搬車両:2台)

(2) 産業廃棄物運搬車両内訳

ア 運搬産業廃棄物内訳

感染性医療廃棄物1台、動植物性残渣1台

イ 排出元及び搬入先内訳

産業廃棄物運搬車両2台のうち、1台は愛知県から岐阜県へ搬出する途中であり、残り1台の排出元及び搬入先は、共に愛知県内でした。

6 検査結果

産業廃棄物運搬車両2台のうち、1台は産業廃棄物収集運搬車両表示が無かったため、口頭指導を行いました。また、マニフェスト(産業廃棄物管理票)については2台とも所持しており、特に問題ありませんでした。

各産業廃棄物運搬車両運転手には、運搬車両の表示等啓発パンフレットを配布して指導啓発を行いました。

平成20年7月8日(火)
 愛知県環境部資源循環推進課
 廃棄物監視指導室監視グループ
 担当 原田・飯島
 電話 052-954-6238 (ダイヤル)
 内線 3083・3084

「産業廃棄物の適正処理に係る指導強化期間」における 排出事業者及び産業廃棄物処理業者への一斉立入指導 の結果について

県は、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、6月1日から6月30日までを「産業廃棄物の適正処理に係る指導強化期間」と定め、排出事業者及び産業廃棄物処理業者への一斉立入検査やパトロール等を実施しましたが、その結果は下記のとおりです。

今後も引き続き、排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対する監視・指導を行い、廃棄物の不適正処理の未然防止に努めます。

記

1 立入指導等の概要

(1) 中間処理業者等への立入指導等

本年4月に「再生資源の適正な活用に関する要綱(平成20年7月1日施行)」を定めたことから、中間処理業者を中心としてこの制度の説明を行うとともに、産業廃棄物のリサイクルの状況等についても立入検査を実施しました。

(2) 産業廃棄物運搬車両路上検査

本年6月2日に、津島市新田町5丁目地内の国道155号において、三県一市(愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市)及び環境省中部地方環境事務所合同により産業廃棄物運搬車両路上検査を実施しました。

(3) 関係業界への協力要請

社団法人愛知県産業廃棄物協会及び社団法人愛知県建設業協会に対し、会員への啓発や自主的なパトロールの実施を要請しました。

2 立入件数と指導件数結果

	立入件数	指 導 件 数			
		改善命令	改善勧告	指示書	指導票
排出事業者	93件	0件	0件	0件	1件
収集運搬業者	100件	0件	3件	1件	3件
中間処理業者	167件	1件	1件	2件	6件
最終処分業者	25件	0件	0件	0件	0件
保管場所	100件	0件	1件	3件	6件
不法投棄・野焼きパトロール	64件	0件	0件	0件	4件
合 計	549件	1件	5件	6件	20件

(注)「改善命令」は、廃棄物処理法による行政処分、「改善勧告、指示書、指導票」は行政指導。

不法投棄等監視システムによる立入調査結果について

平成 20 年 7 月 16 日（水）

岡崎市環境部廃棄物対策課

本市では、年々巧妙化する不法投棄の打開策として、平成 17 年 11 月から航空写真を利用した不法投棄等監視システムの運用を開始しました。このシステムは、他部局で使用している航空写真を二次利用し、土地の経年変化と色のズレに着目し、投棄箇所を割り出すものです。これにより、経費節減を図ると共に不法投棄の監視効率が上がっています。

平成 19 年度は旧額田町地域を含めた山間部を対象に前年から変化のあった 1,086 箇所を立ち入りし、166 の問題箇所を発見しました。しかし、問題箇所のほとんどは小規模な不法投棄、資材等の放置、野焼きで大規模な不法投棄には至っていませんでした。立入調査の結果の詳細については、下記のとおりです。

記

1 調査対象

旧岡崎市山間部等（航空写真 316 区画）及び旧額田町全域（同 398 区画）
1 区画（1 / 2,700 縮尺）
旧岡崎市山間部は前年度の立入区域と同じ

2 調査地点及び調査結果

調査状況

	総数	不適正処理数	出現率（％）
調査箇所	1,086	166	15.2

パトロール中に発見したものを含む。

不適正処理の内訳

不適正内容	指導状況				合計
	調査・指導中	改善の意思有	改善中	完了	
野焼き	49	3	1	3	56
資材等放置	46	11	5	1	63
不法投棄	26	3	1	4	34
その他	12	0	0	1	13
合計	133	17	7	9	166

3 立入日数

1日2人にて立入48日(実質24日)

4 評価

調査箇所総数は1,086で、平成18年度の2,162箇所と比べて約51%減少した。これは、平成18年度に調査を行った箇所のうち、車両進入不可、田畑等で継続調査不要と判断したものを除いているためである。

調査箇所数中の廃棄物の不適正処理事案の出現率は平成18年度の5.4%から15.2%へ上昇した。これは、毎年パトロールを行って行く中で、車両進入不可箇所、田畑等などの監視不要地点を除外したことから、要監視地点の割合が高くなったものである。

不適正処理箇所については、旧岡崎地区では、平成18年度の76箇所に対して、平成19年度は112箇所であった。一方、旧額田町地区では、平成18年度の40箇所に対して、平成19年度は54箇所であった。平成18年度と比べて箇所数が増えているのは、今後も引き続き監視を要とした地点を重点的に調査したためである。

不適正処理事案のうち、当課の指導により改善がなされたのは全体の約7%で、改善の意思、改善中を含めると約25%であった。

平成19年度は、愛知県警との連携により不法投棄の行為者が検挙されるなど、効果的な監視が実施できた。

引き続き監視指導を要としたものは全体の約80%である。

引き続き監督指導を要としたものの多くは、不適正事案が発生してからかなりの時間が経過しており、行為者と土地の管理者が結びつかないケースや、土地の管理者が遠方におり、直ぐに対応できないケース、行為者が特定できないケースが多い。

本パトロールは一定の成果が得られていることから引き続き来年度以降も実施していきたい。ただ、パトロールにかかる労力、事務量を考慮し、事務の改善、パトロールポイントの見直しを図っていく。

全国ごみ不法投棄監視ウィークに係る主要行事について（三重県）

1 三重県出発式

- (1) 日時 平成20年5月30日（金）9時00分～9時30分
- (2) 場所 県庁前駐車場
- (3) 参加者 環境省中部地方環境事務所 2名、副知事以下三重県環境森林部 50名以上、三重県警察本部生活安全部 9名、四日市市環境部 2名、三重県森林組合連合会 1名、社団法人三重県産業廃棄物協会 6名、警察音楽隊 24名、各農林水産商工環境事務所環境室 4名
来賓含む 合計100名以上
- (4) 来賓 環境省中部地方環境事務所長 関山 和敏氏、三重県警察本部生活安全部長 柴田 一重氏、四日市市環境部次長兼廃棄物対策監 清水 正司氏、三重県森林組合連合会代表理事会長 青木 民夫氏、社団法人三重県産業廃棄物協会副会長 井上 吉一氏
- (5) 内容
- ・副知事、環境省中部地方環境事務所長あいさつ
 - ・警察音楽隊による歓送演奏 2曲
 - ・出発職員から副知事へのお出発報告
 - ・警察本部パトロールカー3台の先導で、廃棄物監視・指導車両8台が県内の桑名、四日市、鈴鹿、津、伊勢地域の監視・指導に出発

2 スカイパトロール

- (1) 日時 平成20年5月30日（金） 14:30～15:30
- (2) 監視事業場数 3事業所
- (3) 監視者 望月副知事、環境省中部地方環境事務所 小野寺課長
廃棄物監視指導室 計4名、

3 啓発事業

- (1) 日時 平成20年6月3日（火）8:00～9:00
- (2) 場所 近鉄四日市駅周辺
- (3) 参加者 廃棄物監視・指導室4名 他関係協力機関を含め 計10名
- (4) 内容 不法投棄防止うちわ及び3R推進ビラ 300枚を配布

4 路上監視

- (1) 実施日時 平成20年6月2日（月）午前10時30分から
午後0時00分までの間
- (2) 実施場所 亀山市関町地内 国道1号線 関交番付近
- (3) 実施機関 環境森林部廃棄物監視・指導室5名 他関係協力機関を含め計27名
- (4) 検査車両：10台
- (5) 検査結果

産業廃棄物収集運搬車両の表示等がある車両10台について、マニフェスト、運搬物等の確認を行いました。産業廃棄物を運搬している車両はありませんでした。（6台は有価物を運搬、4台は空車）

検査を実施した車両の運転者に対し、マニフェスト制度に関するパンフレットを交付するなど、指導・啓発を行いました。

5 その他

期間中に休日監視等を実施しました。

平成 20 年 7 月 16 日

第四管区海上保安本部

全国ごみ不法投棄監視ウィーク等における取組について

第四管区海上保安本部及び愛知県・三重県内各海上保安部・保安署では、「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」(5月30日～6月5日)及び「海洋環境保全推進月間」(6月1日～6月30日)の期間中、海事・漁業関係者を対象とした「ゴミ・廃油・廃船の不法投棄防止、適正処理」等の指導、子供たちを含む市民を対象とした「海洋環境保全思想の普及・啓発活動」を実施しました。

【実施状況】

1 訪問指導、訪船指導・パトロールの実施

- ① 旅客船会社、遊漁船組合、マリーナ、漁業協同組合等(38箇所)及び内航貨物船、漁船等(74隻)を訪問、ゴミ投棄・漏油事故等の防止、船内発生ゴミ・ビルジ等の適正処理、FRP廃船の適法処理等について周知指導を実施。
- ② 港湾管理者、漁業協同組合員等と共に、漁業系廃棄物の不法投棄防止を目的とした合同パトロールを実施。(鈴鹿地区各漁港)

2 海洋環境保全講習会、海洋環境保全教室の開催

- ① 海洋環境保全講習会を管内12箇所で開催、プレジャーボート・ヨットのオーナー等540人に対し、ゴミ投棄・漏油事故等の防止、船内発生ゴミ・ビルジ等の適正処理、FRP廃船の適法処理等について周知指導を実施。
- ② 海洋環境教室を管内13箇所で開催、幼稚園児、小・中学生及び地域の人々約1,400人に対し、環境紙芝居や環境保全啓発劇、パックテストによる簡易水質調査による海洋環境保全啓発活動を実施。



マリンクラブでの環境講習会



巡視船みずほでの海洋環境教室

3 漂着ゴミ分類調査及び海浜等清掃の実施

小学生、高校生、ボランティア及び地域の人々など約 600 人の協力を得て、8 箇所の海岸等において漂着ゴミ分類調査及び海浜等清掃活動を実施。

愛知県：滑市鬼崎海岸、同市古場海岸、田原市西の浜海岸

三重県：川越町高松海岸、紀北町船越海岸、熊野市七里御浜海岸、鳥羽港、浜島港



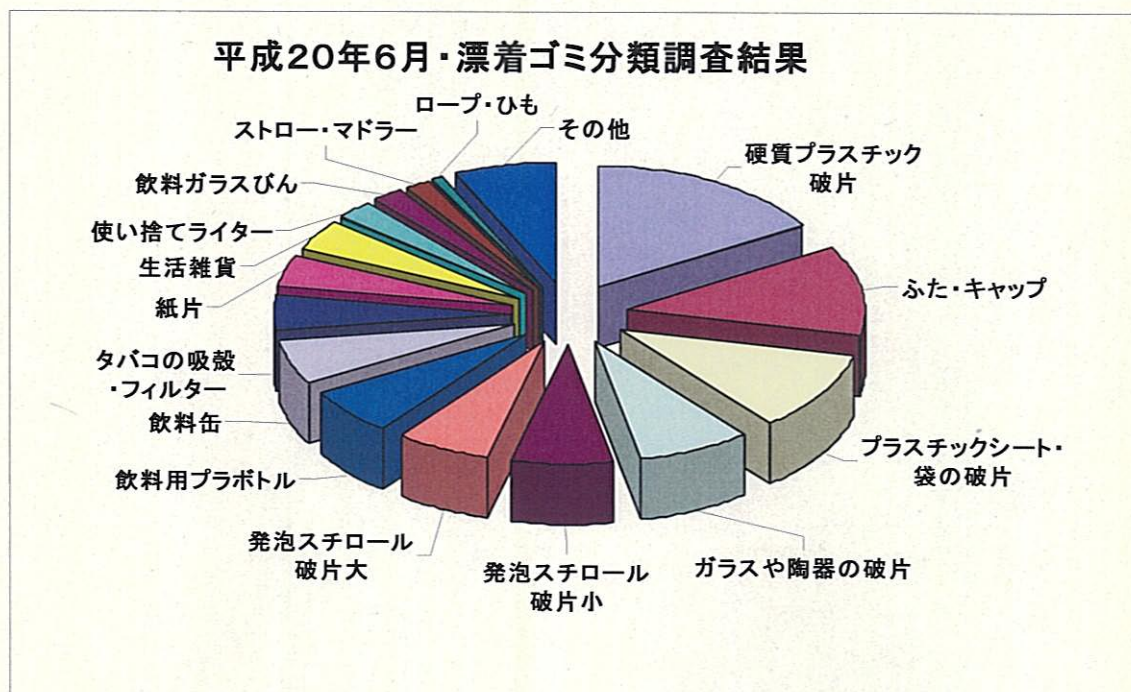
紀北町船越海岸での調査



常滑市古場海岸での清掃

漂着ゴミ分類調査(5ヶ所:2,650点)の内訳の上位は、以下のとおり

- ・ 硬質プラスチック破片……………16.3%(433点)
- ・ ふた・キャップ……………12.0%(318点)
- ・ プラスチックシート・袋の破片……10.9%(289点)
- ・ ガラスや陶器の破片……………7.7%(203点)
- ・ 発泡スチロール破片(小)……………7.1%(187点)



4 海洋環境パネル等の展示

「愛知県環境調査センター一般公開」、愛・地球博記念公園「フィールドセンターもりの学舎」において、海洋環境パネル等の展示、パンフレット等の配布により、海洋環境保全思想の普及啓発を実施。



「もりの学舎」でのパネル展示



環境調査センターでのパネル展示

5 大型スクリーンでの標語の放映等

施設内に大型スクリーンを設置する「名古屋港水族館」、「ナゴヤドーム」、「ポートピア名古屋」、「津競艇場」、「蒲郡競艇場」の協力を得て、推進月間のスローガン「未来に残そう青い海」等標語の放映と案内放送の実施。

「名古屋港ガーデンふ頭公園ポール」、「セントレアアクセス船ターミナル」、「ヨットハーバー」等での垂幕の掲示、各地域の大型商業施設店舗内等での月間ポスターの掲示。



名古屋港水族館での放映



津競艇場での放映

6 今後の取組

監視ウィーク・環境月間の活動期間だけでなく年間を通じた活動として、関係機関、地方自治体と協力して海洋環境保全思想の普及啓発を実施予定。

7月実施中：名古屋市環境学習センターでのパネル展示

8月実施予定：三重県環境学習情報センターでのパネル展示

中部地方環境事務所管内における、不法投棄対策等のモデル的事例

分類	実施主体	タイトル	内 容
パトロール・検査	愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市	東海三県一市合同路上検査	隣接する県同士で合同で路上検査を行う
	三重県	「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」スカイパトロール	県警、地方環境事務所と連携して、パトロールを実施
	国交省ダム管理事務所等	河川等の巡視	一級直轄区間において、河川管理用カメラを用いて不法投棄の監視を実施。周辺自治体等と連携してパトロールも実施。
普及啓発	岐阜県等	看板の設置	地方環境事務所、県、関係市、市民団体等の連名で、不法投棄の防止を訴求する看板を設置。
	国交省ダム管理事務所等	マップ等の作成	管内の自治体等と連携して、不法投棄場所などを示すマップ等を作成し、広報。
会議	岐阜県廃棄物不適正処理対策連絡会議	岐阜県廃棄物不適正処理対策連絡会議	不適正処理事案について、関係行政機関等が連携し、厳正な措置を行うための会議の開催
	国交省ダム管理事務所等	協議会等の開催	不法投棄防止等を目的として、管内の自治体などと情報交換を行う協議会等を開催。
清掃活動	国交省港湾事務所	川と海のクリーン大作戦	地元環境ボランティアグループと連携して、海岸の一斉清掃活動を実施。
その他	福井県	不法投棄廃棄物処理事業	地域住民・関係行政機関が連携して不法投棄物を撤去
	岐阜県	併任職員研修会	県職員に併任発令されている市町村職員に対し、研修を実施する。
	豊田市	通報に関する覚書による通報制度	郵便事業(株)、タクシー協会等と覚書を結び、社員が通常業務において不法投棄等を発見した場合、市に連絡
	多治見市	他団体への協力要請	郵便事業(株)、タクシー会社、地方整備局砂防国道事務所等へ、発見協力依頼を发出。